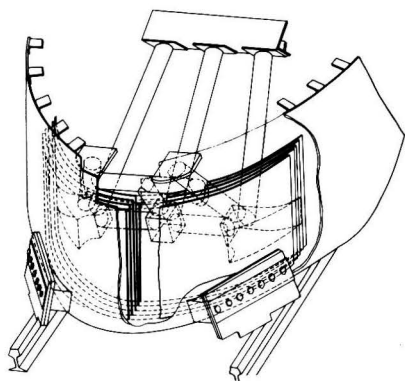


前頭排障装置



2 補助排障装置

車体前頭部排障装置に取り付けられ、本体では排除できないような低いところにある障害物を、確実に外側にはじき飛ばすか、あるいはもぐり込まさないよう逆にしゃくり上げ、本体に衝突させて排除させる装置。取付位置がばね上である場合は、車両の運動と車両限界の関係であまりレール面に近づけることができないが、弾性体を使用すると、かなり下まで取付けができる。新幹線電車では繊維で強化したゴム製の排障器を2枚重ねて使用している。

3 台車排障装置

さらに小さい障害物を排除するため台車に取り付けた排障装置。取付位置を台車のばねたわみの影響を受けないばね下に設けると、きわめて小さいものを最終的に排除できる。新幹線電車では前頭車の先頭軸の軸箱体下面に設けられている。

前頭排障装置には、これらのほか車体前頭部に大形緩衝器を設けたり、床下おおいを強化して、踏切における衝突事故防止を主目的とした種類のものがある。(高林盛久)

せんぱくじこ 船舶事故

〔船舶事故の定義〕

海難審判法によれば、次に掲げる(1)から(4)までを海難として扱っているが、国鉄においてはこれらの海難に、さん橋の事故をも含めて、次の場合を船舶事故としている。

- (1) 船舶に損傷を生じた場合。
- (2) 船内にある者に死傷等があった場合。
- (3) 船舶の運用に関連して、船舶以外の施設等に損傷を生じた場合。
- (4) 船舶の安全または運航が阻害された場合。
- (5) さん橋に損傷が生じた場合。
- (6) さん橋の業務に従事する者に死傷があった場合。

この場合〔船舶〕とは連絡船のほかに、総トン数5t以上の補助汽船・*自動艇・*綱取艇等、国鉄が管理する船舶のことをいい、〔さん橋〕とは、国鉄が管理する岸壁・可動橋・浮きさん橋および航路標識のことをいっている。ただし、船舶を可動橋に連結して、船内軌条が陸上軌条の延長となった場合における車両運転についての事故は、それが前述の各条件に該当するものであっても、その原因が船員およびさん橋従事員に関係のあるものを除いて、運転事故として処理される。

〔船舶事故の種別〕

船舶事故は、前述の結果を招来するに至った様態によって、次の種別に分類しており、数種の事故が併発した場合は、その

列記順序に従い、先位のものをもって、その事故の種別としている。

- (1) 沈没 船舶が沈没した場合のことをいい、浮きさん橋等の沈没は含まない。
- (2) 衝突 国鉄船舶と一般船舶または国鉄船舶相互が、ぶつかった場合のことをいう。
- (3) 乗揚げ 船舶が、座礁、座州またはかく座等をした場合のことをいう。
- (4) 火災 電気・船内火気・積荷・燃料等の発火に基因する船舶の火災のことをいう。
- (5) 漂流 機関の故障等のために、船舶が海上を漂うことをいう。
- (6) 底触 船底が、海底や他物に接触した場合をいう。
- (7) 接触 国鉄船舶と一般船舶または国鉄船舶相互が触れ合った場合のことをいう。
- (8) 衝撃 船舶が岸壁等他物と衝突し、または接触した場合をいう。
- (9) てん絡 船舶の推進器・いかり・びょう鎖等に他物がからみついた場合または、いかり・びょう鎖が相互にからみ合った場合のことをいう。
- (10) 船体故障 船体・甲板諸機・航海機器・無線機器・軌条および重要な器具等に損傷を生じた場合のことをいう。
- (11) 機関故障 主機・汽かん・補機・発電機・推進器および重要な器具等に損傷を生じた場合のことをいう。
- (12) 輸送物件支障 貨物・車両および自動車等船舶に積載している輸送物件に損傷を生じた場合のことをいう。
- (13) さん橋故障 岸壁・可動橋・航路標識等に損傷を生じた場合のことをいう。
- (14) 航路障害 荒天や濃霧等気象海象に基因する運航遅延や避泊等を除いて、船舶の安全や運航が阻害された場合および遭難船を救助した場合のことをいう。
- (15) 法規および令違反 船舶やさん橋が、法規や令違反した場合のことをいう。

(16) 乗船員等支障 乗船中の旅客・船員および作業員に、死傷・行くえ不明・伝染病患者または中毒患者等が発生したり、それらの人命救助を行なった場合および、さん橋業務に従事する者に死傷が発生した場合のことをいう。

〔船舶事故の区分〕

船舶事故は、その損害や社会的反響等の程度により、これを第1種、第2種および第3種の区分に分けている。

第1種事故とは、多数の死傷者が発生したり、船舶やさん橋に重大な損傷が生じたり、あるいは緊急救難手配を要する場合等、事故の内容がきわめて重大であるため、国鉄が全社的にその対策を推進する必要があるものをいう。

第2種事故とは、乗船員に死亡者が発生したり、損傷修理のため連絡船の運航が休止になったり、あるいは海難審判や賠償が予想される場合等、事故の内容が第1種事故に次いで重大であって、本社の船舶局がその対策を推進する必要があるものをいい、第3種事故とは、第1種事故および第2種事故以外のもので、現地局がその対策を実施するものをいう。

〔船舶事故の処理〕

国鉄では、船舶事故の内容を明らかにするとともに、事故の統計を整備し、船舶の運航の安全をはかるため〔船舶事故報告基準規程〕を制定している。

この規程には、船舶事故の種別・区分・事故の速報、報告の内容および手続について定めてあるほか、海難審判の申立て、